

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成25年4月30日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人らくさいライフスタイル

(2) 代表者名

村下 恒雄

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区大原野東境谷町二丁目5番地9

(4) 定款に記載された目的

洛西ニュータウンのタウンセンター施設は、商業・業務機能の中心的な役割を担っているが、ニュータウン近郊における大規模商業施設や新たな開業計画などの現状を踏まえると、他の大規模商業施設とは異なる地域密着型の“利便性と付加価値の高いサービス・空間を提供”して商業活動が空洞化しない様々な活性化策を講じることが一層求められる環境下にある。

ニュータウン居住者の施設ニーズを実現することはタウンセンターの新たな役割であり、地域密着型の新たな魅力を創出し再編することは可能である。本NPOはニュータウン内の居住者、ボランティア活動団体、施設運営者、ニュータウン隣接の農業従事者、まちづくりの専門家等、多様な主体から構成される。巨額の資金の投資に依存した施設再編ではなく、ニュータウン内外で精力的な活動を行う協力可能な個人や団体を発掘し、こうした個人や団体のコラボレーションを通じて「タウンセンターの付加価値を創造する」ことは、持続的な再生という、ニュータウンの再生にとって最も重要な意義を実現することにつながる。本ミッションを実現するにはタウンセンター等事業主からの支援は欠かせないところであり、タウンセンターの活性化を通して地域経済活性化の促進に寄与することを目的としている。

2 申請年月日

平成25年4月23日

(文化市民局地域自治推進室)